

〈別表〉健康診断日程表

| 学校名 | 期日        | 受付時間          |
|-----|-----------|---------------|
| 中央小 | 10月 5日(金) | 午後0時50分～1時10分 |
| 琴田小 | 10月 3日(水) | 午後1時～1時20分    |
| 干潟小 | 10月24日(水) | 午後1時～1時20分    |
| 富浦小 | 10月17日(水) | 午後1時～1時15分    |
| 矢指小 | 10月 3日(水) | 午後1時～1時15分    |
| 共和小 | 10月19日(金) | 午後0時50分～1時10分 |
| 豊畑小 | 10月17日(水) | 午後0時50分～1時15分 |
| 鶴巻小 | 10月10日(水) | 午後1時20分～1時30分 |
| 滝郷小 | 10月19日(金) | 午後1時20分～1時40分 |
| 嚶鳴小 | 10月16日(火) | 午後1時10分～1時30分 |
| 三川小 | 10月10日(水) | 午後1時～1時15分    |
| 飯岡小 | 10月22日(月) | 午後0時50分～1時20分 |
| 中和小 | 10月15日(月) | 午後1時～1時20分    |
| 萬歳小 | 10月23日(火) | 午後1時～1時15分    |
| 古城小 | 10月26日(金) | 午後1時～1時15分    |

来年4月に小学校へ入学する児童の健康診断などを、次の日程(別表)で実施します。健診には、保護者または代理の人が付き添って来てください。

**対象児童**／平成18年4月2日～19年4月1日生

※対象児童の保護者へは、案内を通知しましたので、まだ届いていない人や、通知書に記載の住所・氏名に誤りがあった場合は、学校教育課へ連絡してください。

問い合わせ先  
学校教育課学務班

☎55・5724



忘れずに▼▼▼  
**新入学児童の健康診断**

## 東日本大震災被災者支援情報

### 国民健康保険・後期高齢者医療制度医療費の免除期間を延長

医療費の自己負担(一部負担金)が免除になる期間が、平成25年3月31日(日)まで延長になりました。減免を受ける際に提示している現行の免除証明書の有効期限は、9月30日(日)までですので、対象となっている人へは新しい免除証明書を郵送します。ほかの医療保険に加入している人は、保険者に確認してください。

#### 【対象】

次のいずれかに該当する人

- 住宅が半壊以上・半壊以上の被害を受けた、またはこれに準ずる被害を受けた
- 主たる生計維持者が死亡、または重篤な疾病を負った
- 主たる生計維持者が行方不明である
- 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した
- 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない
- 福島第一原発事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域および緊急時避難準備区域に関する指示の対象になっている

国民健康保険年金課国民健康保険班(☎62-5331)、高齢者医療年金班(☎62-5882)

### 介護保険サービス利用者負担額なども免除期間を延長

介護保険サービス利用料(自己負担額)の減免期間も、平成25年3月31日まで延長になりました。現行の減免認定証などの有効期限は9月30日までですので、対象となっ

ている人へは新しい減免認定証などを郵送します。  
固高齢者福祉課介護保険班(☎62-5308)

### 固定資産税・都市計画税の軽減措置

税の軽減措置を受けるには申請が必要です。

#### 滅失または半壊以上した住宅の敷地を所有、または所有し代替え土地を取得した人

- 住宅が再建されず空き地(さら地)の場合、平成33年度分の課税まで住宅用地の特例が適用されます(申請不要)。
- 代替え土地を平成33年3月31日(水)までに取得した場合も、被災した住宅の敷地相当分に、取得した翌年度から3年間、住宅用地の特例が適用されます。

※特例による軽減率は面積により異なります。

#### 滅失または半壊以上した建物に代わる建物を取得した人

- 被災建物に代わる建物を平成33年3月31日までの間に取得した場合、被災建物の床面積相当分の税額が、取得した翌年度から4年間は2分の1に、その後2年間は3分の1が減額されます。
- 前記のうち、自らが居住するための代替え住宅を平成26年12月31日(水)までに市内に取得した場合、特例措置と合わせ、代替え住宅の固定資産税および都市計画税が翌年度から6年間、全額免除になります。

#### 償却資産(事業に用いる機械や器具など)を取得、または改良した人

被害を受けた償却資産に代わるものを、平成28年3月31日(木)までに被災地域内で取得、または改良した場合、翌年度から4年間、課税標準額が2分の1に軽減されます。

固税務課資産税班(☎62-5323)